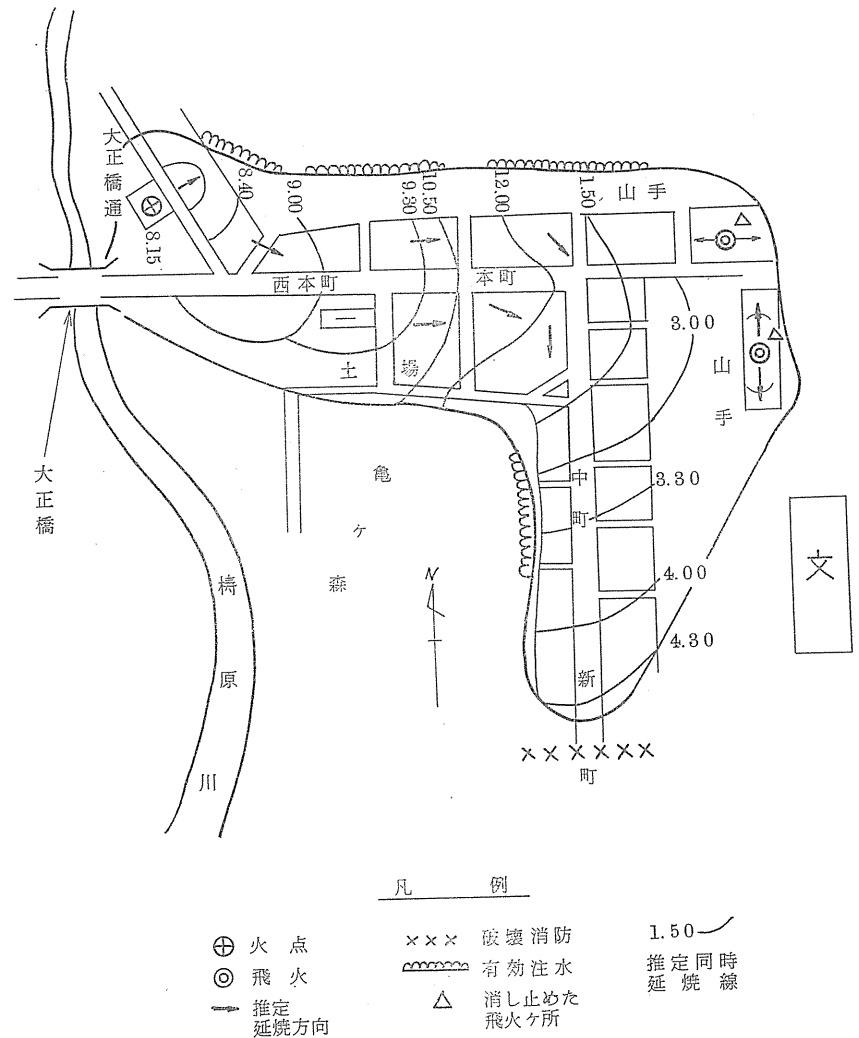


田野々の大火災 昭和二十三年三月四日、午後八時十五分、大正町田野々に在る大正営林署、田野々土場（大正橋寄り）の一角から出火して、翌五日、午前四時三十分に鎮火した。田野々の大火災は、田野々集落のおよそ八割を焼失し、その惨状は目を覆わしめるものがあった。

出火の原因は詳でないが、出火時の気象は、東の風、一、八米、湿度七三％で、異状乾燥とはいえない難い状態であったが、出火と同時に、大火特有の風力が加はり、風の方向は、西に変わって、最大風速、九、七米に達し、火勢をおおった。出火の場所が、田野々の町はずれであり、集落背後の山と、「森の駄場」との鞍部に沿った西風は、町の中心

田野々大火災状況図



部に向って吹きつけ、加へて大通りは一本筋で、水利に恵まれず、防火施設、設備は殆んどなく、避難場所、物品搬出場所も狭少で、板、杉皮等に火がついたまま、西風にあおられて飛散し、不測の場所から新たに延焼する等、被災者は折角持ち出したる家財道具の置き場所さえなかったことは、被害を著しく増大する結果となった。即ち、焼失建物五三七戸、建坪七、八〇〇坪(二五、七八五平方米)、焼失延坪は、九、六六〇坪(三一、九三四平方米)、焼失土地面積一〇〇、〇〇〇坪(三三〇、五七九平方米)、山林の焼失四〇〇町歩(三九七ヘクタール)、火災による損害額は、実に九億二千万円に上り、田野々集落八区(大正橋、西本町、本町、土場、東山、中町、新町、南町)の中、火災によって、直接被害を受けなかった所は、南町のみで他は全焼か、或は、大部分被害を受け、町の中樞部は崩滅し、町役場、営林署、警察、郵便局等は建物、書類を全焼したため、行政面其他に大きな支障を生じ、これが復興の障害となったが、幸に、小、中学校建築物が、難を免れたため、救護面では便宜を得た。町は、直ちに全力を尽し復興計画に当たったため、各方面より、罹災者に対しては、手厚い援護、指導と慰問が行はれ、復興に対する町民の意欲と相俟って、町議会の適切なる施策は、罹災者に希望と勇気を与え、都市計画を実施する等、復興は次第に軌道に乗った。昭和三十三年には復興は成り、火災十周年の行事を行うまでに田野々の面目は一新した。

田野々火災状況の概要図は次の通りである。

火災と都市計画 町はこの火災を機会として、田野々中心街の幹線道路の幅員を拡張することとなり、町議会は昭和二十三年三月五日田野々の都市計画適用を議決し、昭和二十四年に工費六十四万円を以て県道宇和島線中田野々地区を延長三〇メートルに亘り、排水溝を含んで幅七・五メートルに拡張を実施し、更に昭和二十五年に工費五十二万七千円を投じて片側延長三九〇メートルの幅員拡張を行った。

都市計画とは如何なるものであろうか。

都市計画法第一条に「交通、衛生、保安、経済に亘り、永久に公共の福利を増進する施設計画である。」と書かれて

いるように、人口の密度の高い地域における個人の生活並に公共生活の福利を増進するための施設計画である。

都市の発達を自由に任せ放任して何等の公的計画をなさず制限を加えないならば結果は無秩序、乱雑となり、そこに発生する社会問題は、公共の立場からそのまま放置することはできない。ここに都市における土地所有権の行使と建物等について、合理的に制限を加え一定の計画の下に、都市を建設することは極めて有意義かつ必要なことである。このような観点から都市計画法が制定せられ、都市計画の決定に当っては個人の所有権その他の私権に対して法に定められた公的干渉が加えられるのである。

前述の如く、大正町は県下各市町村で組織せられた。都市計画協会の会員として、また全国的な組織である都市計画地方審議会の会費を負担する等、田野々地区の都市計画化に努力していたが、昭和二十六年に延長三二〇メートルの拡張、昭和二十七年に至って大正町生産都市再整備備拡張工事道路敷地として、関係土地の買収を始め、昭和二十八年に延長一〇〇メートルを幅員拡張、年々工事を継続して昭和三十一年五月二十三日南町地区の家屋後退、幅員拡張を以て田野々幹線道路の都市計画第一段階を終了した。